



成年になられたみなさま、これから成年になれるみなさま、おめでとうございます

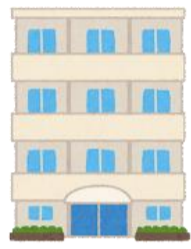


●成年になるとできること

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。

さらに、10年有効のパスポートを取得できたり、公認会計士や司法書士、行政書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得したりすることもできるようになります。



●成年になっても20歳にならないとできないこと

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。



18歳になったらできること

- ◆契約（親の同意がなくても契約できる）
 - ・携帯電話の契約
 - ・1人暮らしの部屋を借りる
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ローンを組む
- ◆国家資格がとれる
 - ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許
- ◆その他
 - ・選挙権が与えられる
 - ・10年有効のパスポートが取得できる
 - ・結婚ができる（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）
 - ・普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能。

20歳になるまでできないこと

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う。
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得



●成年に達して一人で契約する際に注意することは？

未成年の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。